

豚由来たん白質等の飼料への利用について

1 経緯

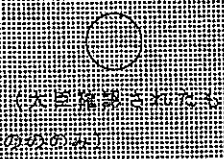
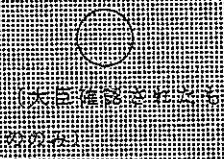
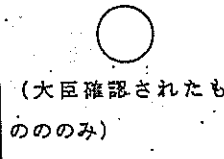
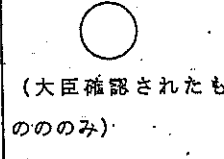
- (1) ほ乳動物由来たん白質の飼料利用については、BSEの感染経路を遮断するため、平成13年10月15日以降飼料安全法に基づく成分規格等省令により禁止しているところである。
- (2) ほ乳動物由来たん白質のうち、豚（又は馬）由来の肉骨粉、蒸製骨粉、加水分解たん白（以下「豚肉骨粉等」という。）については、そのもの自体はBSEの感染源とはならないものの、原料の収集・製造段階で反すう動物由来肉骨粉等が混入する可能性があることから、飼料への利用が禁止されてきたところである。
- (3) 平成14年9月に開催されたBSE技術検討会において、豚肉骨粉等がBSEの感染原因とならず、その飼料利用は問題とはならないが、その利用に当たっては反すう動物由来肉骨粉等の混入防止が確実に行われることが必要とされた。

2 改正の概要

- (1) 豚肉骨粉等のうち、反すう動物由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程であることについて農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもの（以下「確認済豚肉骨粉等」という。）については、豚、鶏、養魚用飼料として利用することを認めること。（別添）
また、既に飼料利用可能な動物由来たん白質（大臣確認を受けた豚由来の血粉及び血しょうたん白、チキンミール、魚介類由来たん白質等）と確認済豚肉骨粉等の原料を混合して製造された動物由来たん白質についても、豚、鶏、養魚用飼料として利用することを認めること。
- (2) 家きん由来たん白質については、既に飼料利用が認められている大臣確認済のチキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白に加えて、農林水産大臣の確認を受けた工程で製造された蒸製骨粉及び加水分解たん白についても、豚、鶏、養魚用飼料として利用することを認めること。
- (3) 上記（1）及び（2）の飼料については、誤用・流用を防止する観点から、牛等の飼料に混入しないよう保存するとともに、使用上及び保存上の注意事項を表示すること等を義務づけること。

（リスク管理の概要は別添参照）

肉骨粉等の取扱い（概念図）

用途 由来動物		飼料		
		鶏用	豚用	牛用
牛	肉骨粉類 （血粉等含む） 蒸製骨粉類	×	×	×
豚	肉骨粉類 血粉 血しょうたん白 加水分解たん白 蒸製骨粉類	 （大臣確認されたものののみ）	 （大臣確認されたものののみ）	×
鶏	フェザーミール、 チキンミール等 血粉 血しょうたん白 加水分解たん白 蒸製骨粉類	 （大臣確認されたものののみ）	 （大臣確認されたものののみ）	×

○：飼料利用禁止の解除

×：飼料利用禁止を継続

 が今回解除部分

豚肉骨粉等の確認措置

